

## 45. 認定 NPO 法人、特例認定 NPO 法人とはなんですか？

認定 NPO 法人は正式には、認定特定非営利活動法人、特例認定 NPO 法人は、特例認定特定非営利活動法人と言います。

認定 NPO 法人の制度は、NPO 法人の活動を支える寄付が集まりやすくするための制度です。認定 NPO 法人に寄付をした人等の納める税金に優遇措置が受けられることで、NPO 法人への寄付を促す効果を期待しています。また、認定 NPO 法人自身が納める法人税等についても優遇措置が受けられるため、納税の資金を特定非営利活動の事業費に充当することが可能になります。

認定 NPO 法人になるためには、組織の運営や事業活動の内容が適正で、公益の増進に資する NPO 法人として所轄庁から認定を受ける必要があります。特例認定 NPO 法人は、設立5年以内の法人に限り、認定基準を一部免除したうえで、所轄庁が認定をした法人です。したがって特例認定 NPO 法人は、認定 NPO 法人に比べて税金の優遇措置が制限されています。NPO 法人の設立については、申請書類の内容や手続きが適正で法令違反がない場合、所轄庁は認証をすることになっています。これに対し、認定 NPO 法人は様々な税制上の優遇措置を受けられるため、この制度を利用した不正や不公平がないよう、所轄庁は認定基準を満たしているかどうかを審査し、公益性が高く、運営組織や事業活動が適正と認めた NPO 法人だけを認定します。

認定 NPO 法人の有効期限は、認定の日から5年、特例認定 NPO 法人は3年です。認定の有効期間は、所定の更新の手続きをして、引き続き認定の要件に適合していると認められれば、さらに5年間延長されます。ただし、特例認定については更新の制度はありませんので、認定 NPO 法人の申請を改めて行うか、そのまま失効することになります。